

令和 7 年度
事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

1. 基本方針

2025年の本年は、団塊の世代全ての人が高齢者となり、ますます地域住民の複合化・多様化した新たな課題が顕在化していきます。

人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題、生活困窮者の増加や社会的孤立・孤独の問題など、このような課題に対応するため、社会福祉協議会は、すべての職員が住民の地域生活課題を受け止め、福祉の支援を必要とする人に対し、心から寄り添った相談に取り組み支援する事で、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営に努めて参ります。

2. 重点項目

- (1) 地域の中で住民がつながっていく事の重要性を広く住民に訴え、地域に関心を持つきっかけを作り、共感を得られる活動展開を行っていきます。
- (2) さまざまな年代に向けて、社会福祉協議会が行う福祉に関する情報や活動の啓発を強化します。
- (3) 複雑化・複合化した住民の悩みや課題に寄り添えるよう、職員の資質向上に取り組みます。
- (4) 既存事業の継続と地域課題に必要な新たな事業の開発ができるよう、自主財源の確保に努めます。
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、重層的支援体制整備移行準備事業を行います。

事業福祉課 事業総務担当

1. 法人運営事業 (計画P18)

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、各部門間の調整や横断的に増える事業等、全体的な管理や総合かつ計画的な事業執行を行うための組織管理（マネジメント）力の整備に努めます。また、民間財源確保の取り組みでは財源の必要性を根気強く住民に訴え、共感を得られるよう努力を行います。

さらに人材育成に向けた取り組みを実施し、職員全体の質の向上を図ります。

(1) 財務規律の強化と適正かつ公正な支出管理

- 地域における公益的な取り組みとの連携を図ります。
- 事業費の見直しを行い、財源の効率的活用を図ります。
- コスト意識の徹底と経費削減に努めます。

(2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営

- 住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費財源の確保に努めます。
- 事務の簡素化・ペーパーレス化・見える化を進めるため、情報共有システムの活用を促進します。
- 個人情報保護の適正な取り扱いに関する取り組みを実施します。

(3) 民間福祉事業活性化による財源確保の促進

- 赤い羽根共同募金運動の更なる推進を図るため、地域福祉活

動の活性化とともに、共感を得られる活動展開に繋いでいきます。

- 福祉会員制度は市民に地域福祉の推進や社協事業への参加の意思表示としても受けとめられることでもあるため、積極的な福祉情報の発信や丁寧な説明とともに、社協事業への参加促進を図り、取り組みを通じて、住民相互の助け合いの意識を高め、会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
- 新たな寄付活動の周知を図ります。また、かすがフリーマーケット in 社協やイベントを通じ、自主財源の増加に努めます。

(4) 組織・職員スキルの向上

- 適切な人員配置、評価、処遇、育成からなる人事管理育成制度の一体的な取り組みに努めます。
- 人事評価制度の検証を行い、実施内容の改善を図り効果的な制度運営に繋いでいきます。
- 適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整えていきます。
- 地域共生社会の推進に伴う新たな様々な取り組みと共に、住民の支援ニーズに対応できるよう、業務体制の強化整備を図ります。
- 持続的業務遂行に支障をきたさないよう計画的な職員採用に取り組みます。

(5) 関係機関との連携強化

- 行政関係機関や福祉関連団体との連携を深め、その他の団体や法人との関係づくりと連携を図り、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めます。
- 行政との良好で強固なパートナーシップ構築のもと、共通認識をもった中長期的な春日市の福祉施策に取り組みます。

2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実 (計画 P22)

- (1) 多くの市民や福祉団体が、気軽に利用できる福祉センターとして、適切な維持管理に努め、市民福祉活動の拠点としての機能を高めます。
- (2) 新たな拠点づくりに向けて
市の「春日新50年プラン」における(仮称)地域共生交流施設の整備計画に参画します。関係機関や各種団体と連携し地域共生社会の実現に向け、魅力的な複合施設づくりを目指します。

3. 生活福祉資金貸付事業 (計画P42)

- (1) 相談支援体制の強化
相談対応可能な職員を複数配置し、迅速で適切な手続き支援を行います。
- (2) 他部署・他機関との連携
複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮者自立相談支

援担当や部署・他機関との連携を図り、世帯の生活安定と自立に向けた支援を行っていきます。

(3) コロナ特例貸付に関する相談支援

コロナ特例貸付利用者に対するフォローアップを継続し、顕在化してきた課題に対し、丁寧な相談支援に努めます。

4. 高齢者生きがいづくり事業「はつらつ会」(計画P38)

65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

また、利用者の生活等の困りごとの相談を受けるとともに、身体的機能や認知機能の低下が伺える場合は、適切な介護サービスや福祉サービスが受けられるよう関係機関につなぐ支援を行います。

5. 広報・啓発活動の充実 (計画P18)

(1) 広報紙配布の拡充

本会事業や福祉の情報発信として、広報紙を更に多くの住民、各世代に届けていくため、全号ポスティングによる全戸配布を行い広く住民に福祉情報を届けます。

(2) 調査・研究

既存の方法だけでなく新たな対象、新たな方法での広報啓発活動について調査・研究をすすめます。

(3) ホームページ等による情報発信

- 各講座や募集等の情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報の発信方法と体制を整備します。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した情報発信として公式 LINE や Facebook ・ YouTube 等による情報発信力の向上に努めます。

6. 住民が活用できる福祉機器等の整備 （計画P34）

- 福祉団体や自治会等が地域福祉活動や研修等に利用できる社協バスの運行を行います。安定的・継続的なバス運行を目指し、福祉会員制度のさらなる周知に努めます。
- 福祉機器（車いす、介護用ベッド）や乳幼児用チャイルドシートを必要な方に一時的な貸出しを行います。また、福祉教育で必要な福祉機器等の貸出しも行います。

7. 生活困窮者自立相談支援事業 （計画P32、P42）

（くらしサポートよりそい）

生活に困窮している世帯の相談を幅広く受け止め、一人ひとりをかけがえのない人として尊重し、ともに考え、よりそいながら困窮状態から自立できるよう「伴走型支援」を推進します。

また、生活困窮者を含むすべての人が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域共生社会の実現に向けて、社協が実施する生活困窮者自立相談支援事業ならではの、地域福

祉活動を基盤としたさまざまな団体や関係機関、住民との連携を図り、相談者が社会的なつながりを回復し、維持することで、経済的自立のみならず、日常生活の自立、社会生活の自立をめざすための支援に努めます。

（1）切れ目のない相談対応

- 支援の過程において、当事者のみならず、家族や地域を含めた関係者に対処する必要性や、介入のタイミングを精査するなど、その時々によって視点を変えながら、支援を検討します。
- 課題が解決しないまま、相談が途切れている相談者には、フォローアップの連絡等を随時行い、積極的に支援を行います。課題解決につながったケースにおいても、それぞれのライフステージに応じて、新たな課題が生まれたときにいつでも相談できる支援機関をめざします。

（2）気軽に相談できる窓口

- 複合的な課題を抱える生活困窮者が、制度の狭間に陥らないよう、出来る限り幅広く相談を受け止め、丁寧な対話を積み重ね、信頼関係の構築を行い、適切な支援につなげます。
- あらゆる世代や状況に対応できるよう、積極的にアウトリーチを行うことや、SNS を活用するなど、相談者がアプローチしやすい方法にあわせて、柔軟に対応します。

- (3) 関係機関等との連携強化と地域づくり
- 生活困窮の要因が複合的に重なり、既存の制度では対応が難しい困難事例への対応として、直接関係する支援機関の他、地域福祉関係団体や民間支援組織などとも幅広く連携を図り、協働して支援を進めていくために、新たな社会資源の発掘や、連携機関の拡充を図ります。
- (4) 相談員の資質向上
- 適切な支援につなげるため、さまざまな研修や講演会に積極的に参加し、その過程でつながる人的ネットワークも活かしながら、相談員のスキルアップに努めます。

事業福祉課 老人福祉センター担当

公の施設を管理する指定管理者として、常に公正・公平で市民や利用者の立場にたち、高齢者の憩いの場としての機能を活かし、介護予防事業の充実を図ります。

また、老人福祉センターナギの木苑設置条例の改正に伴い、4月から一部開館時間等が変わることにより、市民や利用者が間違いなく利用できるよう、分かりやすい啓発物や適切な説明とご案内を行い、利用の促進に努めます。

- (1) 利用者が身近な場所（ナギの木苑）で、介護予防ができるよう、利用者のニーズを把握し、利用したくなる事業展開に努めるとともに情報の発信を行います。

- (2) 利用者が快適に過ごせる環境を配慮したうえで、効率的な施設運営や経費削減の取り組みを行います。（原材料や燃料費等の高騰等による経費削減の取り組み）
- (3) 浴場の衛生管理や設備等の保守業務を的確に行い、利用者が安全・安心に利用できる施設環境の提供に努めます。
- (4) 利用者からのご意見やご要望、利用者アンケートで頂くご意見を受け止め、すぐに改善できることは改善するなど、PDCAマネジメント・サイクルにより継続的な業務改善を図ります。
- (5) 個人情報に関する規程等を遵守し、個人情報を適切に管理し取り扱います。
- (6) 利用者の困りごとなど、関係機関と連携し「つなぐ支援」に努めます。

福祉推進課 地域福祉・ボランティアセンター担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

（計画P18、P22、P27、P32、P34、P38、P47、P49、P50）

「みんなで支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり」のため、地域住民が主体となり様々な福祉活動に取り組んでいます。その取り組みを支援できるよう、中学校区ごとに地域福祉担当職員を配置し、地区内の情報や課題の把握を行い、関係機関との連携を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みでは、小地域福祉活動などの身近な生活圏域を基盤とした福祉活動が重要となるため、訪問活動やサロン活動等の様々な活動を通して地域住民のつながりづくりの意識を高め、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

さらに、時代と共に変化する福祉課題や地域生活課題の把握を行いながら、住民とともに課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

- (1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援
 - ・自治会（公民館）の福祉活動への支援、調整を行います。
（ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、コミュニティカフェ、訪問活動など）
 - ・地区の実情に応じた地域福祉活動の把握と支援を行います。
 - ・住民に寄り添った活動の推進を図ります。
 - ・地域課題の把握や共有を行い、住民と共に課題を検討します。
 - ・自治会役員研修会や福祉委員会に参画します。
 - ・ボランティアセンターと連携し、福祉推進委員等への福祉教育に努めます。
- (2) 福祉情報の提供
 - ・公民館等で出会う人達への情報提供を行います。
 - ・さまざまな年代に向けて、広報紙やホームページ、公式LINE、YouTube等のSNSを活用した情報提供を行います。

(3) 相談支援力の向上

- ・職員間で個別課題の共有と支援方法を検討します。
- ・多職種と連携、協働しながら「複合的課題」「世帯丸ごと」受け止める対応力の強化を図ります。
- ・アウトリーチによる福祉課題や地域生活課題の把握に努めます。

(4) 研修事業の充実

- ・地域福祉活動者向けの研修会を実施します。
- ・認知症サポーター養成講座の提案を行います。

(5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動推進支援助成金を交付します。
- ・地域介護予防活動支援助成金を交付します。

(6) 地域にある社会資源の把握と整理

- ・地域の宝物（住民同士の支え合い）の発掘、啓発を行います。

2. 安心生活創造事業（計画P18、P22、P27、P32、P34、P47、P49）

住民主体で取り組む見守り活動を拡充し「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、より多くの住民がつながり、お互いに支え合う生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) ご近所のつながり活動

住民の社会的孤立を防ぐため、ご近所のつながり活動における支援ネットワークづくり推進を行います。各自治会におけ

る要援護者等に対し、近隣住民が日常の見守りと生活支援ができる体制を整えます。また、活動の中から見える地域生活課題の解決のために、住民が主体的に行動する意識の向上に取り組んでいきます。

- 地域の特性に応じた「ご近所のつながり活動」を継続するための支援を行います。
- 地域住民の地域生活課題を把握します。
- 組長会等で幅広い世代へ活動の啓発を行います。
- 災害時に助け合う仕組みづくりを検討します。
- 自治会、民生委員児童委員、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、関係機関等との連携を図ります。
- 地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金を交付します。

(2) みまもりホットライン

(協力企業等からの相談窓口電話の設置)

新聞・郵便配達時や電気・水道・ガスの検針等の日常業務において、住民の異変を察知した場合の相談や通報等に対応するとともに、企業や関係機関との連携を図り、さらに重層的な見守りのネットワークを構築します。

- 協力企業との連携を強化します。
- 職員の相談対応体制を充実します。

3. 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

(計画 P18、P22、P27、P32、P34)

地域共生社会の実現に向け、高齢者等が抱えるさまざまな地域生活課題を解決するための仕組みを開発し、既存の社会資源の把握を地域住民とともにいきます。また、地域ニーズに密着した持続的な取り組みを実施していくため、地域住民、他機関、他分野と連携、協働を図りながら事業に取り組みます。

(1) 協議体の取り組み

- 各校区福祉委員長等、および地域福祉担当職員と連携しながら協議体の場を設定し、地域課題の共有や、それに対応した取り組みの検討ができるような働きかけを行います。
- 自治会役員研修会や福祉委員会で情報提供を行います。

(2) 個別ニーズ、地域ニーズの把握

- 自立支援型地域ケア会議に参加し、個別のケース検討を通して地域のニーズや不足する社会資源について考えます。
- 地域ニーズに密着した持続的な取り組みを開発していくため、必要時に住民座談会を実施し、地域住民と共に意見や情報の交換を行います。
- 重層的支援会議へ必要時に参加し、情報共有やニーズ把握を行い新たなサービス開発につなげます。

(3) 地域資源の把握と見える化

- 春日市と連携し「介護予防・生活支援ガイドブック」を発行

し、地域資源を可視化します。

- ・地域福祉担当職員と連携し、地域の宝物（住民同士の支え合い）の発掘、啓発を行います。

（４）関係機関とのネットワーク

- ・社会資源の開発や、情報交換会等を通して社会福祉法人と連携を深め、地域における公益的な取り組みを推進します。
- ・企業間ネットワーク“はるひのわ”とともに、地域ニーズに対応した取り組みを検討・実施を行います。

（５）生活支援の担い手の養成やサービス開発

- ・地域にある取り組みや社会資源について広報紙やホームページ、公式LINE、YouTube等のSNSを活用しながら発信し、企業等を含む多様な地域住民が生活支援の取り組みについて知るきっかけづくりを行い、新たな担い手の発掘につなげていきます。

（６）住民互助の取り組みの推進

- ・地域共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みが重なり合い、有機的につながることの必要性を協議体や住民座談会、出前講座等の機会を活用し伝えていきます。

4. 関係機関との連携強化（計画P18、P42、P49）

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、民生委員児童委員、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設、企業など様々な分野との連携を図ります。また、

定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

5. 市民の福祉意識の啓発（計画P18、P22、P27、P32、P38）

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

- ・市民福祉講座を開催します。
- ・広報紙、ホームページ、公式LINE、YouTube等のSNSを活用し、幅広い層への情報発信の検討、工夫を行います。

6. 在宅介護者支援事業（計画P34）

介護中でも気分転換できるきっかけの場の提供や、ともに学び・語り・共感することができる場づくりを行うなど在宅介護者への支援につなげていきます。

- ・幅広い世代を対象にした講座や交流会を実施します。
- ・多様な介護者へ参加を促す目的として、広報紙、ホームページ、公式LINE、YouTube等のSNSを活用し情報発信を行います。
- ・参加者のアンケート結果に基づいた、必要とされている情報を把握し事業内容へつなぎます。

7. 子育て地域推進事業（計画P34）

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、

子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に「社協春っ子ひろば」を実施します。

- 子育て中の方が自分の身体を癒し、リフレッシュできる内容や育児についての講座等を企画します。

8. 地域交流事業（障がい者福祉啓発）（計画 P47、P50）

障がいのある方とない方が集える交流の場や福祉啓発を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民としてのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

- 障がいのある方とない方の交流を深める企画をします。
- 障がい事業所等とのつながりを深めます。
- 近隣住民への周知を図ります。
- 民生委員（障がい部会）との連携を図ります。

9. 福祉団体等との連携・支援体制（計画 P18）

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換ができる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を目指します。

- 福祉団体等連絡協議会定例会を開催します。（2 ヶ月に 1 回）
- 福祉団体の実施事業への協力を行います。
- 福祉団体への助成金を交付します。

10. 災害時の福祉支援体制づくり（計画 P47）

災害時における体制整備を図っていくため「ご近所のつながり活動」などを活かすとともに、行政、関係機関、団体と連携・協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

- ご近所のつながり活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりを推進します。
- 筑紫地区社協災害時相互支援協定を履行します。
- 福岡県総合防災訓練へ参画します。
（令和7年度は春日市総合防災訓練はなし）

11. 重層的支援体制整備移行準備事業

対象者の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備をおこなう事を目的に実施します。

- 包括的な相談を受けるための相談窓口の設置
- 支援プランの作成
- 他機関との連携
- 重層的支援会議の開催

12. ボランティアセンター事業

(計画P18、P27、P40、P50)

多様化するボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへボランティア活動の啓発・広報活動を推進し、新しい人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、ボランティア活動に結び付くような支援に努めます。

(1) ボランティア活動相談・調整の充実

ジャンルにとらわれず誰もが立ち寄りやすいよろず相談の窓口や初めに相談できる窓口機能として、市民の声をとりこぼさず共感し、必要な支援があればつなぎ役として役目を果たします。

- 活動者と活動先との適切な支援先につなげる調整
(コーディネート力の向上)
- 既存の活動団体の最新の情報把握と調整
- 多様なニーズに対応するボランティア活動の調整
- 災害支援等におけるボランティア活動情報の把握と調整
- つながりやを絶やさない相談・調整の実施

(2) ボランティア活動の支援

ボランティアは誰もが気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加する「きっかけ」が見つ

からず、活動につながらないことがあります。そのため、多くの情報をあらゆる世代に届くように努め、参加や継続がしやすくなるような工夫と環境整備に取り組んでいきます。

- ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握と提供
- 他市社協や大学等のボランティアセンターとの情報共有と連携
- 地域担当と連携したボランティア活動の把握と支援
- 福祉ボランティア連絡協議会の活動支援と入会促進
- ボランティア交流会の運営方法等(実行委員会等)の内容の充実
- 働き世代が取り組みやすいボランティア活動の提案

(3) ボランティアの育成促進

様々なボランティア活動が体験できる講座を実施し、体験を通してボランティア活動に必要な知識や技術を学ぶための支援に取り組めます。

- 点字ボランティア講座
- 災害ボランティア講座
- ボランティアリーダー研修
- 運転ボランティア講座
- ガイドボランティア講座
- 福祉学習サポート講座
- 企業等に対するボランティア活動等の啓発

(4) 広報・啓発の強化

ボランティア活動の活性化につながる、情報発信の強化に努めます。

- ・広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の内容の充実
- ・ホームページ、公式LINE、SNS等を利用した情報発信
- ・学校・企業等へボランティア情報の周知・啓発

1.3. 福祉教育（学習）への支援（計画P18、P40、P50）

学齢期の児童・生徒に福祉についての学習の機会や教材を提供し、福祉への理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

- ・キャップハンディ等の体験学習の支援
- ・当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- ・福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）
- ・福祉教育読本の配布
- ・小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進
- ・学生ボランティアの活動体験

1.4. 住民参加型在宅福祉サービス（計画P18、P27、P34、P40）

(1) 移送サービスの充実

公共交通機関等では外出が困難な利用者（会員）に対し、住民同士がお互いに助け合う仕組みの一つとして構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように努めます。

- ・運転ボランティア講座の開催
- ・活動参加者（協力会員）増加への活動周知
- ・活動がもたらす利用会員への効果の周知
- ・法人等へ社会貢献活動としての啓発
- ・安心安全な活動（運行）への取り組み

(2) おたすけサービスの充実

居宅での日常生活に支障があるが、既存の制度では対応できない方の問題を地域生活課題として受け止め、既存のサービスの隙間の支援をする住民相互の助け合い活動の仕組みを強化していきます。住民サポーターによる活動を通し、自立した生活が続けられるよう生活の支援に努めます。

- ・サポーター養成講座の開催
- ・サポーターとの連携とフォロー支援の実施
- ・利用者を取りまく関係機関との連携強化
- ・サポーターのフォローアップ研修の実施（ワークショップ等）

(3) 生活支援グループの活動支援・開発

地域にある地域生活課題の把握に努め、新たに必要となるサービスがあれば検討、開拓し、柔軟に対応していきます。地域住民による生活課題の把握に基づいた、住民同士で助け合える生活支援組織の開発や、自治会などと協働し、研修会などの開催に努めます。

15. まごころ訪問事業

(計画 P34、P38)

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、同じ地域に住むボランティアがサポーターとして支援することで、可能な限り要介護になることを予防し、自立生活能力の維持又は改善につながる支援を行います。

- まごころサポーターとの連携とフォロー支援の実施
- まごころサポーターフォローアップ研修
- 地域包括支援センターとの情報共有、連携強化

福祉推進課 総合相談・在宅支援担当

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、「断らない」という総合相談支援を念頭に、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援に努めます。

1. 福祉あんしんセンターの拡充 (計画 P32、P36、P49)

高齢や障がいなどにより、適切な判断を行うことが困難な方が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、権利擁護、意思決定支援の視点を持ち福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理等を行います。さらに判断能力が低下した

場合には、権利擁護総合相談事業等と連携し、成年後見制度など適切な制度へ円滑に移行できるよう取り組みます。

(1) 福祉あんしんサービスの充実

- 専門職や関係機関との情報の共有と連携強化を図るため、随時、協議を実施します。
(行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター他、各種専門機関等との連携)
- 個人情報の問題に配慮しながら社協の各事業との連携強化を図ります。
- 関係機関に対し事業内容や権利擁護の必要性を周知し、支援が必要な方に適切にサービス利用がにつながるように努めます。
- 各種研修に積極的に参加し、得た学びを支援に活かします。
- 在宅型福祉施設の利用促進に努めます。
- 成年後見制度への移行や成年後見人への円滑な引継ぎ
- 専門員と生活支援員が連携しながら、その人らしい生活の実現を支援します。

(2) 法人成年後見事業の更なる充実

- 運営審議会で認められた方の受任を行い、法人後見受任者に対し、あんしんサービスからの継続した支援を活かし、その人らしい生活が送れるように努めます。

(3) 運営審議会の充実

- 事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図ります。

(4) 死後事務に関する取り組みの調査・研究を行います。

2. 権利擁護総合相談事業

(計画 P32、P36、P49、P91、P92、P93、P94)

成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、福祉・介護・医療の専門家や法律の専門家と連携しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

- ・春日市権利擁護地域連携ネットワーク協議会の定期開催と内容の充実に努めます。
- ・福祉、介護、医療、法律などの関係機関との連携の強化

(2) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の相談受付と対応に努めます。
- ・後見等開始申立て支援及び受任調整支援
- ・市民のほか、支援者に対しても成年後見制度の広報、啓発を行います。
- ・担当者会議の開催支援など、後見人等に対する支援に努めます。
- ・成年後見制度利用促進のための情報収集及び、権利擁護に関する社会資源の情報収集に取り組みます。

3. 相談事業機能の充実 (計画 P32、P49)

多種多様な地域生活課題を抱える人たちの、問題解決への

糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境整備を行います。
- ・行政書士、司法書士の協力を得て専門的な相談体制の充実を図ります。
- ・幅広い年代や時代の流れに沿った多様な相談内容に対応できるように、法律家との情報共有の場を設け、資質の向上に努めます。

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談員の資格や専門性をアピールするなど、事業の周知方法を工夫します。
- ・相談員(産業カウンセラー)との情報交換を行い、今後の事業運営に活かします。

4. 配食サービス事業

(1) 的確な安否確認

利用者の的確な情報を絶えず留意するため、配達時から得られる生活状況や健康状態等を把握するとともに、本人の最新の情報について常に更新し共有します。

また行政、地域包括支援センターをはじめ、関係機関等との連携・連絡を密に行い、重要な福祉の見守りサービスとして可能な限り在宅での生活が送れるよう食事面を通じて

サポートし、離れている家族が安心できるように安否確認を徹底します。

(2) 関係機関との連携強化

利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、必要に応じ協議を行い、社協の支援ネットワーク機能としての役割を果たした事業を展開します。

- ・社協の他部署との個別ケースの情報共有
- ・関係機関とのケース会議（必要時）

(3) 健康保持と安心安全な食事の提供

- ・安心安全な食事の提供が継続的に図られるよう協議や調整を定期的に行います。また利用者からの食に対するニーズに応えられるように、今後の食事内容等を見据え、調理業者への要望を伝え食事の質の向上に努めます。
- ・安心して食の提供ができるよう調理場等の現地視察を行い衛生管理の徹底化に努めます。
- ・個別訪問により、現状に応じた配達方法の見直しや、配食に対する意見収集を行い事業向上に繋がります。
- ・配達時の利用者の異変等に対する的確な対応・判断ができるように、連絡手順の確認や救急対処・認知症対応等の研修を受講し理解を深めます。
- ・安全運転や交通規制等の講習を行い、配達職員の資質の向上に努めます。

- ・感染症対策を徹底し状況に応じた配達時の対応に努め、家族や関係機関との連携を図り、安心安全な食事をお届けします。
- ・利用者が安心して、今後も食事に対する意欲を持ち、喜んで食事を利用していただけるよう取り組みます。

(4) 地域づくりへの取り組み

- ・配達職員や配食担当者による、利用者や家族、関係機関との信頼関係のもと、利用者が抱える地域生活課題の把握ができるよう努めます。
- ・利用者状況の的確な把握が必要な為、関係機関や地区担当とも情報共有に努め、個の課題から地域の課題へと繋げることで孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。
- ・事業を通して、地域のつながり活動等との連携を図ります。

(5) 配食サービス事業の移行

- 令和7年度で配食サービス事業を終了するにあたり、行政や関係機関との連携を図りながら、他の配食サービス事業者への移行に対して、食事等への不安を取り除き、安心していただけるように努めます。
- ・配食サービス事業の終了にあたり、調理業者や関係業者に対して適切な対応に努めます。
 - ・配食サービス事業の終了にあたり、行政と協力して利用者への対応に配慮し移行を進めます。